

五城目町農地利用最適化推進委員候補者募集要項

1. 推薦及び募集の地域

五城目町農地利用最適化推進委員が担当する区域を次のとおり定め、その区域を単位として推薦及び募集を行う。

地区名	区域名	募集人数
第1区	富津内（富津内下山内、富田、中津又） 内川（内川黒土、小倉、湯ノ又、浅見内）	2名
第2区	馬場目（馬場目） 五城目（五城目、高崎、久保、舘越、上樋口）	2名
第3区	森山（野田、川崎、小池、岡本、浦横町、浦大町） 大川（大川大川、下樋口、石崎、西野、谷地中）	2名

2. 推薦及び募集の期間

令和8年4月3日（金）から令和8年5月8日（金）まで

3. 推薦及び募集の要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であって、担当区域において、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は、推進委員となることができません

（1）農業委員会等に関する法律第18条第4項各号に掲げる者

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）当町の常勤の職員

4. 申込方法

規定の様式に必要事項を記入し、推薦及び募集の期間内に五城目町役場農業委員会事務局まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募方法

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
団体等が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

(2) 様式の入手方法

農業委員会事務局に備えるほか、五城目町のホームページからもダウンロードできます。

※区域ごとの推薦を受けたものの人数および応募した者の人数は町ホームページで公表されます。

5. 委員の委嘱

推薦及び募集に応じた農地利用最適化推進委員の候補者について、農業委員会で選任し、委嘱します。

6. 個人情報の取扱い

推薦および募集に応じた方の個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

7. 任期

任命の日から農業委員会の任期満了の日まで

8. 職務

- ・ 区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動
担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
- ・ 農業委員会総会への出席
担当区域の農地等の最適化の推進について意見を述べる役割

が主な職務となります。

9. 身分および報酬

地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員となり、五城目町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬が支給されます。

10. 推薦及び募集に関する問い合わせ

〒 018-1792

南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1

五城目町農業委員会事務局(五城目町役場2階) TEL 018-8582-5295